

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【公開番号】特開2008-125921(P2008-125921A)

【公開日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【年通号数】公開・登録公報2008-022

【出願番号】特願2006-316401(P2006-316401)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 2 6 G

A 6 3 F 7/02 3 2 6 D

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月24日(2009.11.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

島設備に設置される遊技機本体と、  
遊技球が打ち込まれる遊技領域に設けられ、遊技球を受け入れ困難な閉状態と当該閉状態よりも遊技球を受け入れ容易な開状態との間で開閉動作可能な開閉装置と、

前記遊技領域に設けられ、遊技球を受け入れ可能な始動口と、

前記始動口への遊技球の入球があったか否かの判断を行う始動判断手段と、

前記始動判断手段により前記始動口への遊技球の入球があった旨判断されることに基づいて大当たりについての抽選処理を行う抽選手段と、

前記抽選手段による抽選処理の結果、前記大当たりが当選されたとき、前記開閉装置が開閉動作される特別遊技を実行する特別遊技実行手段と、

前記遊技機本体に対して開閉軸により開閉可能に設けられ、前記遊技領域の前面を視認可能となるように覆う前面扉部材と、を備え、

前記遊技機本体を上下に区分して見たとき、前記遊技機本体の上側の領域として区分されることとなる第1の領域には、

所定の演出画像が表示される表示面を有する演出画像表示装置が少なくとも設けられてなり、

前記遊技機本体の下側の領域として区分されることとなる第2の領域には、

前記前面扉部材のうちの前記遊技領域以外を覆う部分に取り付けられ、遊技球が貯留される貯留皿、及び

前記前面扉部材のうちの前記遊技領域以外を覆う部分に取り付けられ、前記遊技領域に遊技球を打ち込むために遊技者が操作する操作ハンドルが設けられるほか、

さらに、前記遊技領域を有するとともに、該遊技領域の形成される面が、前記演出画像表示装置の表示面よりも小さい面積とされた簡易遊技盤が、当該第2の領域のうちの前記操作ハンドルが設けられる側に偏倚して設けられてなる

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第1の領域は、前記遊技機本体の上端部を含む領域であり、

前記第2の領域は、前記遊技機本体の下端部を含む領域であり、

前記演出画像表示装置及び前記簡易遊技盤は、前記遊技機本体の上端部から下端部にかけてその高さ方向に並ぶように設けられてなる

請求項1に記載の遊技機。

**【請求項3】**

前記抽選手段は、前記始動口への遊技球の入球があった旨判断されるときに取得される乱数に基づいて前記大当たりについての抽選処理を行うものである

請求項2に記載の遊技機。